京都市山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付取扱基準

令和6年3月27日制定

京都市山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱第4条に定める補助の対象経費について、以下のとおり取り扱う。

V.C.	トのとおり取り扱う。	
経費の	対象とする経費<主な例>	対象としない経費<主な例>
人件費	(※対象事業で使用するものに限る。)	× 対象事業の実施に関するものであっても、 一切、対象としない(申請者や団体構成員の 自己研鑽や技術取得のための費用を含む。)。
謝金	○ 事業協力者(司会者、講師、手話通訳者、要約筆記者、施設提供者等)への謝礼及び交通費相当額○ 出演者の講演料及び交通費相当額○ ボランティアへの謝礼及び交通費相当額	× 申請者の属する団体の構成員等に対する 謝金※ 現金以外の物品(例:菓子・図書券等)な どによる謝礼に要した費用
旅費交通費	○ 事業協力者または出演者の招へいに要した旅費○ 事業実施のために必要と認められる範囲でのスタッフの旅費・交通費※ 原則、公共交通機関を利用のこと	※ 一般的でないルートを利用した場合など 通常の旅費相当額を超える旅費 ※ グリーン車の利用や極端に多い乗車回数 など、合理的かつ経済的でない旅費 ※ 対象事業に従事するスタッフ以外の参加 者等の旅費・交通費 ※ 宿泊費
使用料賃借料	 ○ 事業の会場となる施設の使用料(設備等使用料を含む) ○ 事業協力者または出演者の会場駐車場代 ○ 会場の光熱水費(事業実施期間に限って発生するもの) ○ 事業実施に必要なタクシー代、レンタカー代、ガソリン代等 	※ 団体が常時使用する施設や設備等の家賃 や光熱水費 ※ 事業実施に関連のない会議等の会場費 ※ 団体が常時使用する物品(コピー機など) の使用料や賃借料
会場整備費	○ 音響・照明等の設備費○ 舞台・装飾等の設営費○ 道路使用等の許可申請手続きに係る経費	× 必要以上に豪華な会場や華美な装飾
通信運搬費	○ 事業実施に必要な送料(案内の送料、事業 実施会場への物品の運搬料) ○ 事業実施に必要なタクシー代、レンタカー 代、ガソリン代等	× 電話代× 既存の申請団体ホームページ等の維持管理費(ドメイン・サーバー維持費)

印刷 製本費	 ○ 事業実施に必要なチラシ・ポスター等広報物の印刷費(事業にかかる会議等の印刷費、コピー代を含む。) ※ デザイン料を含む場合は、印刷費とデザイン料の区別を明確にすること ○ パンフレット・地図等の印刷製本費 ○ 記録写真の現像料 ○ 実施報告書等の作成経費 	※ 対象事業と直接関係ない印刷物の作成費 (団体の広報誌や一般的な書籍など)※ 申請者の属する団体の構成員等に対する デザイン料※ 団体印や個人の名刺等の作成費
広告 宣伝費	○ 新聞折込料、掲載料等広報のための経費 ○ 広告宣伝のためのホームページ作成経費	× 対象事業と直接関係ない広告宣伝経費
物品購入費	○ 事業実施に必要と認められる物品の購入費(材料費・食材費を含む。)○ 会場で参加者に配布する簡素な景品	× 対象事業の実施と関係がない用途(備蓄・ 貯蓄等)を目的として購入された物品(材料 費・食材費を含む。) × お礼品、手土産代等
委託料	○ 事業実施に必要と認められるもの	× 対象事業の実施と関係がないもの × 申請者の属する団体の構成員等が経営す る団体等に対する委託費
保険料	○ 事業実施に必要と認められる保険料(ボランティア保険、傷害保険、賠償責任保険など)	× 対象事業の実施と関係がない保険料

[※] 補助金交付決定前に支出された経費については、一切、対象としない。